

「空き家」を次世代へつなぐための取組 — 空き家に関するワンストップ相談会 第2回の開催 —

1 要旨

- ・静岡市では、増加する空き家を地域の大切な「社会資産」と捉え、所有者の不安に寄り添いながら、次に活用したい方へつなぐ取組を進めています。
- ・空き家になると時間の経過とともに建物の不具合の発生や相続関係が複雑化するなど、所有者だけでは対応が困難になるケースが多く見られます。
- ・そのため、空き家になる前から備えることで、選択肢が広がり、費用や負担を最小化できます。
- ・今年度から「空き家に関するワンストップ相談会」を開催しており、空き家所有者や所有する予定の方が抱える「相続しないで誰かに譲りたいが、どう手続きすればよいか分からない」「相続したが放置している」といった悩みに対し、複数の専門家へ 1 日で相談できる支援を行っています。
- ・相続・売却・賃貸・税金・建物の老朽化など、空き家に関するあらゆる相談に専門家(弁護士・司法書士・宅地建物取引士・建築士・税理士)が対応します。
- ・空き家についてお困りの方は、ぜひご参加ください。

2 第2回相談会の概要

- (1)開催日時:2026 年 1 月 24 日(土)10 時～15 時
- (2)会場:静岡庁舎新館 3 階 食堂「茶木魚」
- (3)費用:無料
- (4)対象:静岡市内に空き家を所有している方または所有する予定の方(市外在住でも可)
- (5)予約方法:
 - ・2025 年 12 月 1 日(月)から受付開始で申込順
 - ・市ホームページ(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7345/s013020.html>)から。もしくは電話 054-221-1192(住宅政策課)
- (6)専門家に相談できること(全 60 枠。各枠 30 分)
 - ・弁護士:法的トラブル・紛争(10 枠)
 - ・司法書士:相続登記・書類手続き(10 枠)
 - ・宅地建物取引士:売却・賃貸・管理など利活用提案(20 枠)
 - ・建築士:建物の老朽化、改修・リフォーム(10 枠)
 - ・税理士:税制度・控除・相続税(10 枠)

【次頁あり】

3【参考】第1回相談会の結果(2025年7月5日開催)

・第1回相談会では、

：相談者 21 名中 17 名が相談を機に具体的な行動へ踏み出す(売却の媒介契約、解体・駐車場活用など)

：初相談者が約 9 割(19 名)

など、相談会は新たな相談の受け皿として確かな成果を上げました。

(1)相談件数:21 名から 30 件

(2)相談の特徴

・最も多かったのは宅地建物取引士への相談(売却・賃貸等が中心)

・税制度、リフォーム相談も多く関心の幅が広い

(3)成果例

・「売却か解体か迷っていた」→ 専門家助言で不動産事業者と媒介契約締結

・「税制度を知りたい」→ 助言を受け、解体して駐車場として活用

・「手放したいが方法が分からない」→ 不動産事業者と調整中(対応継続)

相談者アンケートでは 16 名が「満足」と回答し、一定の効果が確認されました。

空き家の問題は、相続・税制度・老朽化など複数の課題が絡むため、所有者が一人で悩むケースが少なくありません。

今回の相談会は、「1 日」「複数の専門家に」「無料で」相談でき、次の一步を後押しする仕組みです。

静岡市は、空き家を「放置される資産」ではなく「活かされる社会資産」として次世代へつなぐため、住み替えや売却、不動産寄附などの終活支援を通じて空き家の未然防止を図りつつ、今後も所有者に寄り添った支援を進めていきます。

担当:都市局 住宅政策課(054-221-1192)